

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する地域（※）において災害発生に起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

※…指定地域・指定期間等は中小企業庁のホームページに掲載されています。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

〔認定要件〕

次の①から③の要件を満たすこと

- ① 大阪市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ② 大阪市内において、申請時点で1年間以上継続して事業を行っていること
- ③ 平成30年台風第21号による災害の発生に起因して、その事業に係る当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

〔認定期間〕

経済産業大臣が指定する期間

平成30年9月28日～平成31年4月3日〔平成31年1月4日告示〕※期間が延長されました

〔認定申請時の提出書類〕

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	大阪産業創造館2階に設置 大阪市HPからダウンロードすることもできます。 http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.html
大阪市内において申請時点で1年間以上継続して事業を行っていたことを確認できる書類	履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）、確定申告書、許認可証、会社定款等
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	他の申請提出書類（履歴事項全部証明書、確定申告書、許認可証、会社定款等）で確認できる場合は不要
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類	試算表、売上台帳、総勘定元帳等、別紙「添付書類」に記載した各月売上高を確認できるもの
その他	実印

〔ご注意〕

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

〔お問い合わせ先〕

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課（金融担当）（電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館2階）